

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第29号

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に改め、同条第3号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第2項第2号」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項第2号」に改め、同号ただし書中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則」に改める。

第15条の見出しを「（委任）」に改める。

別表第1 社会福祉協議会、事業費、地区社協育成費の項の次に次のように加える。

市社協及び地区社協活動費	大和市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の組織を強化するための活動に必要な経費
--------------	--

別表第3 社会福祉協議会、事業費、地区社協育成費の項の次に次のように加える。

市社協及び地区社協活動費	事業に要する経費のうちバス運行業務委託に係る額	市長が必要と認めた額
--------------	-------------------------	------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。